

此外

仁貫五百文 田役之内、右衛門てう、兩人より

以上拾壹貫文渡申候

春芳代官

(元龜元年)

庚午九月廿三日

惣 助(花押)

四郎左衛門(印)

神長官殿参

「ふり渡し」は立替えて渡す意味である。諏訪春芳軒は信玄の蔵前衆で、諏訪に居住し、武田氏の占領地諏訪や伊那の、財政を司って居た人である。大政所は上柱大祝の家老職で、此処では大政所領の意味である、此の所領の来歴に就いては、永祿八年の上下宮祭祀再興次第に「大政所領、守矢彦九郎知行せしむるの故に、彼の職退転す、来内實よりは拾貫文新に相渡すべく候、彦九郎之を請取り、親類の中器量の人申付け、之を勉むべき也」とある、守矢彦九郎は神長官頼真の弟で、當時は武田氏に奉公し軍役を勤めて居たので、大政所職は空職も等しい状態にあった、依て武田氏は彦九郎に拾貫文の地を渡し、大政所職を復興すべきを命じたのである。続いて永祿十年には「大政所領として青錢十貫文の分、田辺郷の内に於て渡し下され候、旧規の如く神役嚴重に相勤むべきの旨、仰出され候もの也、仍て件の如し。丁卯十一月十二日、吉田左近助之を奉る、神長官殿」なる寄進状が、神長官に与えられて居る、之によつて観れば

當時大政所職は、神長官一門の知行する所職だったのである。次に荒玉神事は、荒玉神事領の意味で、之は上下宮祭祀再興次第に「二月晦日」、荒玉に於ての神事、領田老町武居庄にあり。守屋彦九郎給恩。是に由つて定納式貫文神長官に渡し候条、近年は長之を勤め候。祭銭式貫文は不足に候間、来る内實よりは猶舊貫文新に寄附せしむる上は、合せて三貫文を以て祭を成すべし、然らば三貫文神事の校令簡略すべからず。」と見え、続いて永祿十年には、荒玉神事領貫文を、田辺郷に於て寄進すべき寄附状が、武田氏から神長官に与えられて居る。以上により合計十一貫文の、所領の来歴は明瞭である。

○

大政所領及荒玉神事領は、田辺郷の武田氏料所が寄進されたもので、十一貫文の知行中、八貫五百文分には八人の百姓(地主)があり、各百姓は夫々に、其の田の本年貢と田役とを負担して居る、本年貢の八人分の計七貫五百文、田役の計貫文である、田役の本年貢に対する平均歩合は、一割三分三厘に當るが、個々の百姓に就いて云えば、一割五分の者もある、田役の賦課は反別に対して行はれたが、本年貢は反別と斗代によるものであったから、其処に比率の差を生じるのである。然し大体から観れば、新税田役の賦課は、地主に対し約割三分の増税であった。次に十一貫文中の二貫五百文は、百姓右衛門尉及四郎左衛門の田役のみである、此の兩人の本年

天文十七戊申年三月廿四日

千野 頼貞殿

とあり、また諏訪頼忠が、武田氏の政策を継承して出した文書に、次の如くある

追て恩地の内田役三反前、免許せしむる者也、以上。年来拘え来り候、小井互加賀分に拾六貫文の所、出置き候、奉公油断無く相勤むべき者也、仍て件の如し。

天正十二年甲申二月十三日

頼 忠(朱印)

小井三藤四郎殿

田役免許の事は、下伊那の本帳にも其の例があるが、それは後にまた説くであらう。

(筆者 諏訪市中洲)

龍丸 追て恩地の田役何も免許せしめ候
朱印 別して奉公に就き、真志野の内拾五貫文の所、出し置く者也、仍て件の如し。

南向村の被官資料

被官の語の現われる二三の事例

下伊那誌編纂委員のM氏は「南向村誌から被官の項を除いたら価値が半減する。」と言ってくれました。

下 平 加 賀 雄

もう一人のMさんは、「その村の中に這入っていると書きにくいだろう」と同情してくれました。

ありていに言つて、御館と被官と言う旧時代の観念は殆んど稀薄になり、若い人々にはそういった世界のあったことすら忘れられています。

しかし結婚問題、縁ぐみとなると老人や相当年齢の人々の間には今もって此の観念が頭をもたげて「おかどだから」とか「おした」だとかいつてぶちこわしになる例がすいぶんあります。

御柱年には結婚をしてはいけなとか、おかどへは嫁をやれないとか丙午の女はどうとかいう考はこれは正に旧世態の残滓で、そういう考が頭にこびりついているものこそ嘲笑されるべきものでしょう。しかしここでは、此の村の古文書中から被官の語の散見する幾つかの例を蒐めて発表することにより斯の道研究の諸先輩から指導助言を与えていたゞく手がかりとして見ます。

一 大草村古料宗門人別帳から

年次	家数	百姓	被官	厄介	借地	馬牝	総人口	男	女
嘉永三	二六	五	三〇	一	一	一	一六五	七五	七五
天保六	二六	五	三〇	一	一	一	一六五	七五	七五
文政元	二六	五	三〇	一	一	一	一六五	七五	七五
天保六	二六	五	三〇	一	一	一	一六五	七五	七五
文久元	二六	五	三〇	一	一	一	一六五	七五	七五

〆二	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆三	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆四	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆六	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆七	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆八	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆九	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
〆〇	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五

この表は其の宗門帳の終りに集計掲記してあるものをそのまま写しとりました。宗門帳は古料の分はまだこのほかに飯沼の小林しづえさん、北組の塩沢養命酒、黒牛の桃沢正哉さん、谷田の諏訪要一さんのお宅にも所蔵されていますが皆同一型式です。

この表にある被官と厄介と借地とはどういう地位を与えられているものでしょうか識者の教示を仰ぎたいのです。

身分（人）も土地も従属するもの。身分は独立しているが土地が得られないもの。或る家の厄介になっている「おじろく」なもの何石以下の百姓は分地分家を許さすというそれに該当するもの等いろ／＼考えられますがよくわかりません。

二 安政五年宗門人別御改帳 扣

〇時松（沖田高坂） 高六拾三石九五四

被官二二（馬の計九）

〇市十郎（谷田 諏訪） 高四拾八石五七八

厄介一 被官二一（馬の計七）

厄介の一例をあげると 宗次郎厄介 りの四三才 此者義近藤主

税様御知行所同村宗左衛門被官末蔵方より子供引連参り申候、女子よし 二十 男子犬次郎二 女子とく 十三とあり所を見ると市十郎の被官宗次郎五四才の妹りの四三才が、かつて宗左衛門の被官末蔵かたに嫁し、よし、とく、犬次郎の三児をあげたが末蔵の死亡かまたはほかに何らかの事情があつて実家に戻つて来るのを厄介と記してある。これによると現在世上ありふれている厄介になつているとその類をひとしくしているようにも思われます。

〇左門次（桑原の桑原） 高百廿八石〇二三 被官 八三（馬の計

一八）

〇伊右衛門（北組 塩沢） 高 拾 三石九三〇

被官 一四 厄介四（馬の計八）

ここにあらわれる厄介はなか／＼混み入っています。

被官越三郎の家族は六人です。此の越三郎の厄介に伝蔵四八がいいます。伝蔵の家族は六人です。その一人で伝蔵の父与助七七がいます。その与助の厄介に母まつ三五 女子くめ十才 女子ゆか三才がいます。おそらく此のまつは伝蔵の妹で与助の娘、かつて他家に嫁し、くめとゆかの二女を挙げ今は生家に戻つて父与助の厄介になつていられるでしょう。

そこへ継次郎という三十四才の男が（此もの義近藤主税様御知行所同村健蔵被官権四郎方より縁付参り申候）養子に参りました。

このようにして厄介の厄介の厄介という記載があらわれます。

〇織石衛門（日曾利 香坂） 高百五拾石〇四二

被官四六（馬の計二二）

以下詳述するのを省略しますが百姓と申しても何百何十石から何十何石、何石何斗から何斗何升となり、最低は二升とになっていますが二升でも百姓は百姓で被官ではありません。

三 これから被官にしますよ

為取替一札之事

一 貴殿ひかえ地大鹿垣外田畑高しめて武石五斗三升七合七夕 取米四俵壹斗九升六合の地所 外に溜池壹ヶ所 刈敷山壹ヶ所 竹藪壹ヶ所 横井戸壹ヶ所 このたび我ら方へ質流れ地に請取り申候、但し溜池横井戸出水の儀は我ら方にて七分二厘相掛け、熊蔵方へ二分八厘の割合にて相掛け申すべく候

一 右地代金三拾四兩二分 銀八匁七分八厘 相渡し地所受取り候本証文には壹ヶ年季に有之候えども実は永なが流地に致すべき筈にござ候 もつとも貴殿一代中に出精の上右金差立請け戻し候はば相返し申すべく候、併しながら我等かたより右地所請け出し、貴殿拾五ヶ年相附い候までは外ほかえ質入等決して致させ申すまじき相定に御座候、猶また我々方にて外ほかえ質渡し等に致し候節は其の趣貴殿へ相達し返地相談に及ぶべく候

一 右地所の内 貴殿居宅これあるに付き相談の上我ら被官に買

い。請け。身代金の儀は、右地所代金の内へ差し加へ、被官に買ひ請け申候。然る上は此の未被官に取りあつかひ致すべく、間我が家風さしず、次第相勤め給うべく候。ケ様に相定め一札差出し置き候上は右文言の通り相互に違背無之候。後日のため一札仍て如件

天保九戌年十二月 日

本人 順 藏 印

証人 善兵衛 印

口人証人 熊蔵印

林 八どの

これによると借金に質に入れた地所が、借金を返せないため質流れとなり、その地所のうちに居宅があるため、若干の身代金を以て被官となり末々までその家風に從うと言うのです。此の順蔵は仁科惣藏の弟、仁科唯右衛門が近藤家の用人として江戸詰めを終り、南村大草の下平に別家して柳垣外家を創立し、その子字内は御用違御仕送りとして世に時めきその子順蔵も亦稀なる俊才で各方面に多額の資金を持ちなか／＼の権勢でしたが不幸「常泉寺香松寺本末公事」の尊い犠牲となり、闕所、取払いとなっています。順蔵は江戸に出て名を嘉兵衛と改め南町奉行の書役となり成功しています。

この文書は順蔵の弟所兵衛、その妻くに、その養子菊十郎、その孫河野いまをさんに伝わっています。

身代金のことは章を改めて後述します。

四 被官も共に預けて参ります

一札之事

一 我等儀 大草村を立退き申すに付いて手前跡出地の儀 御公儀より被官の者共に仰せ付けられ御百姓仕り候ところに被官どものうち御買御未進仕り田畑書入に致し其方より米金借用申す由我等大草を罷り歸り候とも貴殿より金子 米お借り申候分は被官共仕置候手形の通り我ら方より米金返弁仕りきつと埒明け申すべく候、みのわ田庄吉分はかねて九兵衛申し候通り貴殿へ、もよりの少々所はいかにも相渡し申すべく候、此の方へつき能き分は御返し成さるべく候、右の趣たとへ一揆 徳政 御国替り 御代官替り 質返し何様のことはつとごさ候とも少しも違乱申すまじく候、後日のためかくの如くにござ候以上

寛文十年戌 七月廿三日

香坂 道白

同 権兵衛

証人 同 弥兵衛

溝口九兵衛

塩沢 伊兵衛 殿

同 喜兵衛 殿

一札之事

我等年人仕り候跡にて被官共御未進仕り候に付き田畑貴殿へ書き入れ致し金子米借り申候分掃参仕り候はば急度相済し申す可く候

庄吉の分 田畑山林ともに 茂平次の分山田基九郎の分みのわ田畑 佐二郎ともよりかんのはた 右合せて四ヶ所永代に売り申候由少しも相違ござ有るまじく候、右庄吉分のうち、ゑの木田古屋敷畑右の敷錢にて此の方へ御返し有るべく候、右このたび あいたいを以て指し引き申すことに候間 以来協々の例に罷り成るまじく候、加ように相定め申す上は子々孫々までたとへ一揆徳政御国替り田地返し質返し何様のおふれの御代になされ候とも此の儀には少しも相違仕るまじく候。後日一札如件

寛文十二年子の九月廿日

香坂 道白

同 権兵衛

香坂 弥兵衛殿

同 治右衛門殿

以上二つの資料によって大草沖田の高坂道白（父）と権兵衛（道白の二男）が浪人するに就いて前書は北組の養命酒塩沢家に、後書は日曾利の同門香坂家にその耕作させている地所もともに耕作している被官を売り或は預けたものと解せられます。たゞ庄吉分はどういうわけか将来沖田の香坂家につきたいと言ふ時は御返し下さいといっています。

この道白は四良衛門宗久で近郷の代官を勤め末は大草太郎左衛門代官の手代を勤め元禄五年に歿しています。室は飯島町飯島氏の女

です。宗久の弟の与兵衛は日曾利に住し後に五百石で、そのまた弟の角兵衛も三百石で奥州会津保科肥後守へ奉公したと伝えています。道白の長男権九郎は下平八良兵衛、事あって（島の田地の争とも言われ、雉と誤まられて射殺されたとも）慶安元丑九月九日に討死しています。

二男の権兵衛は宗統といつて兄の権九郎討死後、高遠の城主鳥居左京へ百五十石で仕え後年大草へ隠居して久悦（又は休悦）と号し元禄九年に歿しています。

この鳥居侯の祖は彼の彦右衛門元忠で慶長五年に家康の命によって伏見城に戦死しています。元忠 忠政 忠恒に至って絶断。忠恒の弟忠春が高遠城主にとりたてられ其の子の忠常が左京亮、元禄二己藏江戸馬場先衛門勤番の時、家臣の過失によって忠常は閉門を仰せつけられ蟄居の内に病死しました。そして元禄四年になって内藤侯が高遠城主となりました。この家臣の過失云々の本人が権兵衛即ち休悦で詳細は「伊那路」に小口珍彦氏が詳述しています。（昭和卅五年三月号頁十三）

続く

（筆者 中川村北林）

知久本領之事、如前々不可有相違者、弥可被存忠信者也、仍如件

天正十年壬午

家康（花押）

七月廿六日

知久七郎殿

家康から安堵された本領六千貫文というのは北は河野村から、南は南山までの竜東の村々と竜西の飯沼、黒田と座光寺の上野の、後の三万石程度の土地でした。（「知久文書」）

（包紙ウハ書）

「本領六千之村付書付一通」

知久本領村書之覽（原文は横に一村つゝ列記してあり）

川野村 田村々 林村 供野村 阿嶋村 小川村 伊久間村 虎岩村 知久平行 富田村 かゝ須村 柏原村 南原村 今田村 下村々 きらゝ村 まき平村 をしな村 雲母村 大屋敷村 たしから村 いもの平村 野池村 米川村 法泉寺村 米ミね村 尾林村 石林村 安土村 金野村 はんだ村 けろくほ村 松くほ村 八郎くら村 下大かうり村 柳木かくほ村 ちんのくほ村 百田村 上天かうり村 うつさわ村 飽嶋村 川嶋村 くらミ村 からかさ村 高町村 いなふしど村 くわとらす村 ひらの村 めたのわた村 平嶋田村 かきの村 まんば村 左京村 たもと村 のふ村 市場村 ちやわら村 新井村 小松倉村 大畑

南向村の被官資料 二

下 平 加 賀 雄

五 被官の足を洗う身代金十二両なり

其の一 一札之事

其方儀代々我等被官に候所、此度隙（いとま）差遣し候、之に依て其方家内残らずの者身代金十二両たしかに請取申候。然る上は村方は勿論何方にても百姓株相立候とも少も權無之候。衣類着用の品は村方並に准し相用い申すべく候。然れども此末に当家に對しふ札わがまま等これあるまじく候。此方にても実意を以て取斗らい可申候。為後日依而如件

享和元酉年十二月日

主人（略）

（略）方へ

右文意之通り少しも相違ござなく候。そのため我等証印致し置き候

証人 甲乙丙丁（略）

其の二 遣し申す一札之事

一 其方こと略、被、門着（もんつき）等相成らざる身分の処、歟

村 大くな村 ミさの村 めくた村 がしな村 しつへの村 飯沼村 上黒田村 下黒田村 座光寺之内 上野村

知久氏の旧領地は頼氏に安堵されました。下条氏は武田氏の頃、旧知久領のうち 久平等が与えられたこともありましたが、徳川氏となると、下条氏へは知久領と小笠原信濃の所領を除く伊那郡の地が与えられ、奥平信昌等が飯田にいて下条頼安を援助し、一時下条氏はかつてない程の広い土地を領有しました。（下条文書写）

信州伊奈郡之事、今度無二依達忠信、所宛行不可有相違、手柄次第可被申付候、但、松尾、知久領内之事者除候、状如件、

天正十年

八月十二日

朱印（印文「福德」） 家康

（頼安）
下条兵庫助殿

信州の旧族を取立てたのは、家康を頭としての酒井、大久保等の術策であつたといえましょう。天正十年から十一年にかけては全信州に於いても、伊那に於いても旧族の栄えた年代でした。やがてそれらがじゃまものになるに及んで、次々と消され十五年頃までにほとんど下伊那から旧族の大名は消え去るに至りました。（続く）

（筆者 飯田市下久堅）

かわしく思い御連中様を御願いし無心に付き免しつかわし候故は組合一同他の親類等へ相用い候とも右ヶ所此方子々孫々他の故障決してござなく然る所購金として金十二両受納いたし候。一札依而如件

文久四年子二月

主人（略）

証人甲乙（略）

（略）方

其の三、差出申一札之事

一私儀、代々御家来に候所、この度永々お暇御願申上候所、御聴濟下されありがたく存じ奉り候。身代金として金十二両差上申候。然る上は村方は勿論何方にても百姓株相立候とも御家に對し不札わがまま等致さず実跡に可仕候。日のため一札よつてくだんの如し

享和元酉年十二月

暇願人（略）

主人（略）様

以下文面、証印、其の一と同じく、これは其の一と裏表です

其の四

一、当年より四徳三か戎のうち三人（このあたり資料の紙の右端の

下方が破れて一、二字を欠く。三か式、三の二三分の二が難解）めん百姓に罷成り申候。以来のため今度（と訓むも難解）六人の庄屋衆頼入申候ではんを成され下され候こと為後日之如此に候寛永十七年度之三月廿三日

六人の庄屋（略）書判四 黒印二 甲乙丙（略） 黒印

高持ちで年貢を納める百姓を免百姓と言ひ後年に至って百姓株（単に株とも言ふ）と言ふようになり江戸幕府末期になって増えて来ます。ここに掲げた例文四書は今度の水害で失われました。

六 伝馬掛難渋申し立ての中の被官

今まで（一）から（五）までの記述は大草村古料の資料によるものですが今度は上知と言っている私領文書のうち伝馬掛として手明きの村だから助郷の差村になったがまことに難渋するので見分の上吟味して欲しいというもの。

此の資料は旧南河村私領八庄屋株のうち飯沼塩沢家に天保二年有君中山道通興に關するものと下平竹の内下平家に文政元年築宮に尾を引くものと二つあるが大同小異であるから茲には竹之内文書をかけます。

乍恐以書付奉願上候

一信州伊奈郡大草村御料所高七百六十七石八斗三合之惣百姓惣代村

役人奉申上候

松平丹波守様御預り所之内新井村外拾六カ村より木曾路四方宿へ御伝馬役代助相勤来り候処 右村々々此度手明村々々助郷之義に付願出致善村依之村柄御見分被仰付奉畏候 私村方之義 御料私領入交り 凡東西三里余南北二里余一田之山二而平場棚田畑者山間谷々溝田之様成場所又者棚田二而所々谷間飛々二相成居 家居之義も土地段々二付所々引離有之申候 東者高山二統千村平右衛門様御預所大河原村鹿塚村境 南者右村奥山々流出候小波川境 西者当国諏訪湖水々出候天流川村前ヲ流申候 北者内藤大和守様御領分吉頼村山境二御座候 田畑皆々山附飛々御座候依而春々秋迄 猪鹿狼兎鷹茶影敷、家居之際迄群出作毛殊之外喰荒レ候故右防方人歩多分相掛り迷惑仕候用水之義者出清水又は山沢冷水掛り山陰多く日当りは四ツ時より八ツ半午前十時頃比迄二候故実法悪敷不熟仕候右之通飛地棚田平畑（傾斜畑）二御座候而平場与違人歩多分相掛り其上田畑肥し多分山々ら刈入相用不申候而者耕作成立不申百姓分之者斗二而中々飛地二而場広二作立之義出来不申候間、人古々被官身名附其最寄々々小家作り手二余リ地、為作猪鹿馬等為致漸々田畑作附仕来り申候右軒敷式百四拾九軒御座候得共無高之者二而家内男女共二尽月之無猶予も耕作山働き等仕漸今日を送り候者共二御座候得者助郷御役係一向難相勤奉存候 百姓分二而も右同様二助郷等へ遣者無御座候別紙人別書付二仕訳差上候通人別余程御座候得共夫々働方有之贅川宿

迄武拾五里余も隔り山越二木曾路へ罷出候得者迄度二も日数多相掛耕作其外日稼等差支 殊二作付日限定有之日限二罷成候得者 作方甚不手廻り損毛と相成 秋取上之節者日延二相成候得者猪鹿悉く喰荒し多分損毛仕付方一同難義至極二奉存候 早損斗者水廻シ方人歩多分相掛出精仕候得共用水不相届御定法三分以上之損毛二相成候年者多く御毛見御願申上御引方等頂戴仕候而も損毛多く村方一統困窮仕候 水損二当り候年者右申上候山附田谷間之地所二御座候得者一円実入不熟皆損多分二而損毛多く難儀仕候年も御座候 右之通り難波村二御座候得者前書申上候隣郷鹿塚村大河原村御松木伐出村二而當時暫く御休二相成居候得者御松木御上納被仰付候節 右小波川附村方故 御渡入之節者右川節通り御松木（くれ木のこと）狩出役被仰付十五才以上六拾才以下御料私領軒別二罷出相勤申候其上御渡入（中川村葛島渡場に木留めがありました）前八カ所橋掛人足并外御松木御待合之間留メあは被仰付被木無之様仕出水仕候得者橋あは共二再三仕直し狩人足外二橋掛ケあば人足而所二多分人歩相掛申候耕作之節二而者中々相勤不申候得共十月冬分冬分之義二候故大古々相勤来申候右御松木之儀二付 御公儀様々御高札御渡被下置村方二所持仕候 右村中新役を以多分相勤候間他村へ出人足之儀者 御上様々蒙御免候御書附頂戴仕候 尚又前書申上候天流川渡船之義葛島前二而渡船仕候得共差掛村二而當村御料私領立会二而渡船場出水之度二川筋相替り船附人足多分相掛り候 御船之義者御公儀様々

御入用被下置 造替仕候 右之通諸事過役相勤候村方二而御年貢御高免三而上納仕耕作之間与者作申御松木不出候年者多分之人歩役相勤飯鴨御役所近村三付出火等之節者大勢急場駈付人足相勤（事実飯島町には火事が多かった）旁以過役多村方故甚困窮罷在候得者今迄箕輪領先年飯鴨御支配之節も木曾宿へ余勤動致し具候様被相願候節も御座候得共右之始末申断殊二天流川東村二而西者 中田切 大田切 与田切何れも荒川に而出水之節者道路止り天流渡船不相成旁以急御用相勤り候村方二者無御座候間近辺又助之義者御訴訟申上是迄相勤不申候 此度筑摩郡村々々御願申上候得共右之村柄二而中々相勤り不申候間乍恐被召訳（きこしめしわけせられ）幾重にも木曾路御伝馬役助郷之義 御赦免被成下置候様 大小百姓一同惣代を以奉願上候以上 文政六末年九月

伊那友之助御代官所
信州伊那郡大草村

名主 組頭 百姓代（氏名略）

道中 御奉行様
（このあとに私領の乍恐以書付奉願上候として長文の陳情書があります。紙面の都合で要点のみを略記します。）
1 諸損地引をして残り高八三六石〇四八
同じく取米一五九二俵一七七二四

- 但一俵は四斗入
- 2 年貢米は現米で御蔵に納め置き三月から九月までに道のり五里の所を津出し皆済
 - 3 地頭陣屋入用 修習御屋敷御小人十一人宛年々
 - 4 夫銀 真綿 布 柿 新 糟 藁 蘆 縄 上納
 - 5 人別は多いが被官は無高 地主の田畑を耕作 また猪鹿追をする 他へ奉公したり 日雇賃仕事のため他出不在故急場の間に合わない
 - 6 小波川筋二里余松木御用木川下しの節は昼夜「あば」唄いをし八カ所の橋掛人足の要ること前記の通り
 - 7 北に諸田切川 南に松川の荒川のあること 葛島前天流川渡船所人足のこと同前
 - 8 天流川筋田地年々流失 文化四卯年国役普請をやってもらった

松尾・駄科の水田と条里制

一 松尾毛賀地区の位置

飯田市松尾、毛賀と云ったところは、座光寺、竜丘などと同じよ

時代人がその近くに水田経営をしていたことも推察できるのであるつまり、六世紀になって急に出現した群集小古墳は、農村共同体の分解に基づく、社会構造の変動を物語るものであらう（東大、日本歴史講座）と云う議論もあるほど、社会的・政治的に大きな変化のあった時代と云われ、古墳の築かれた時代に続いて来る万葉の時代となると、

言出しは誰が言なるか小山田の苗代水の中淀にして

稲つけは廻る我が手を今宵もか殿の稚子取りて嘆かむ

と、此の時代となると、社会もようやく統一され、公民は苗代を作り、稲を掲げていたことも判るのであって、さきに座光寺、飯沼北に於て記したように、古墳時代から引続いてやって来たと考えられる。条里田が、古墳の多い此の地域にあったと考えられるのである。

なお此の地域は北に松川が流れ、南に毛賀沢川によって境せられていてと云った地域であるが、西方に名古熊、八幡山、八幡原などの第一段丘から東南に何段かの段丘を経て、天龍川に続いていると云ったところで、第一段丘下に当る龍門寺から、八幡の市街地をなしている第二段丘、その下段の羽根正、木下守氏宅前あたりから小中学校、飯田市役所松尾支所の下段の第三段丘、更にその下段の新井、明く清水に亘る地域には、附所に湧水のところがあり、また此の地域にある古墳の分布は、上溝、龍門寺、おかん塚、羽場、

が追々欠け崩れ当村のみの人足が多くかゝること等
文政六年九月
近藤石見守知行所

（以下略）

どこの村でも村の窮状実状を巨細に具して伝馬の減免について願い出た資料が残っていますがこゝに掲げたものは実に長さ二十八尺 本村残存文書中の長い巻物の第一であり本村の化政の頃の事情をくくめに写し得ていますので敢て記述してみました。

被官対御館の呼び習わし 正月と上台所、今に残る一、二の遺風五人組帳との関係、殆んど規格された家の構、被官研究の論文、老人の語る当時の回想など本村史料文獻以外のこととは省略します。

（二、一〇、五）

（筆者 中川村大草北林住）

村 沢 武 夫

うに、古墳の多いところで、古墳の多いと云うことは、こうした地域がその時代に繁栄していた地域であることを物語ると共に、古墳

妙前、大塚、大石と云った、松川よりの小高いところから、代田、下の宮、清見寺など、これもや、小高いところに散在し、それがあだかも水田、湿潤地帯を取りまくかのようにあり、その取りかまされた中の法華坊・鳥居場・五反田などから、昔し聚落地であったことを物語る遺物が出土するなど、この時代を形成した人達が古代水田経営をしていたことも想像出来るのである。

なおこの地域は、かつてこの紙上で記したことのある、座光寺の古墳分布状態のよく似ていることである。と云うのは座光寺の場合も古市場、畦地下、高岡、新井原、新屋敷と云った、南大島川の南台に当る、現在も乾燥、畑地と云ったところに古墳が散布し、それよりも低地に当る池田、恒川と云った湿地・湧水地帯に水田遺蹟と認められる地形にあることで、当代人は場所とは異つても、何にか共通したものをもっていたのかも知れない。

二 水田と水利

石器を多く用いた、いわゆる石器時代人は、山麓地帯を選んで住んだようであるが、ひとたび農業技術が招来せられ、水田耕作をするようになってから、人々は農業経営をするに都合のよい湿地、沼田、湧水地帯に近いところを選んで住み、水稲耕作の必要から、ここに長く住みつくようになり、このころの稲作りは木製の鍬や鋤で湿地を耕し、畑は水田に直が時にし、その收穫には石包丁と云つて